

小野市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス

2024年6月

市 基準		既存の訪問介護事業所による専門的なサービス	事業所・NPO等の多様な担い手によるサービス	訪問介護(要介護1～5)と『介護予防型訪問サービス』と『家事援助型訪問サービス』を一体的に実施
サービス種別		『介護予防型訪問サービス』	『家事援助型訪問サービス』 (緩和した基準によるサービス)	
1	対象者(原則)	要支援者・チェックリスト該当者	要支援者・チェックリスト該当者	
2	事業の実施方法	事業者指定	事業者指定	
3	ケアマネジメント	現行と同様のケアマネジメント(ケアマネジメントA) : 442単位 ・委託の場合現行相当 (計画作成:3,978円 初回加算:300単位 委託連携加算:300単位)	現行と同様のケアマネジメント(ケアマネジメントA) : 442単位 ・委託の場合現行相当 (計画作成:3,978円 初回加算:300単位 委託連携加算:300単位)	
4	市町村の負担方法	利用1回ごとの出来高払い	利用1回ごとの出来高払い	
5	個別サービス計画	作成(現行の計画と同様)	作成(簡素化した計画)	
6	単位等	週1回程度 268単位/回 月4回超の場合 1,176単位/月 週2回程度 272単位/回 月8回超の場合 2,349単位/月 週2回超 287単位/回 月12回超の場合 3,727単位/月 ※週2回超は要支援2のみ 【利用者負担】個人の負担割合による ※月単位報酬超の利用者負担徴収は不可	週1回程度 262単位/回 月4回超の場合 1,150単位/月 週2回程度 262単位/回 月8回超の場合 2,263単位/月 【利用者負担】個人の負担割合による ※月単位報酬超の利用者負担徴収は不可	
7	加算等	介護職員等処遇改善加算: I～V(国の基準どおり)	介護職員等処遇改善加算: I～V(国の基準どおり)	
8	内容	○サービス対象者は、次のアからウのいずれかに該当する者に限る。 ア 入浴の介護が必要な者 イ 認知機能の低下(要支援者で主治医意見書による日常生活自立度Ⅱa以上)により日常生活に支障がある症状、行動を伴う者 ウ 退院直後(退院から3ヶ月以内)で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 ○サービス内容は、現行の介護予防訪問介護と同様のサービス(生活機能の向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資するサービス)	指定事業者に雇用契約で所属する有資格者が買物※1や調理援助※2を提供する。 ※1 車の運転や交通機関を1人で利用できない者のみを対象とする。 なお、買物は利用者本人の日常生活上に必要な物の購入であり、日常品の範囲を超える買物代行は含まない。(理由書要) ※2 調理援助は、1回の訪問で30分間以上調理に従事する。	
9	人員	管理者※1:常勤・専従1以上 訪問介護員等:常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 サービス提供責任者:常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能	管理者※:常勤・専従1以上 従事者:常勤換算2.0以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は同等か、それ以上の内容の研修修了者】 サービス提供責任者:従事者のうち利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	管理者※1:常勤・専従1以上 訪問介護員等:常勤換算2.5以上【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 サービス提供責任者: ①常勤の訪問介護員等のうち、「訪問介護」と「Ⅰ訪問介護」の合計利用者40人に1人以上※2 かつ、 ②従事者のうち、「訪問介護」と「Ⅰ訪問介護」と「Ⅱ訪問型サービスA」の合計利用者40人に1人以上 ※利用者の数が40人まで又はその端数を増すごとに1人以上の人数が必要 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理	限度額管理の対象・国保連で管理	
11	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払	
12	サービス提供者	訪問介護事業者	訪問介護事業者	
13	その他	高額介護サービス費対象 負担割合証発行	高額介護サービス費対象 負担割合証発行	
14	設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	
15	運営	個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	個別サービス計画の簡素化 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供	個別サービス計画の作成(簡素化) 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)